

税務

P308/2019 – 2019年12月16日

日本語翻訳版

## Tax Analysis

### 2019年度個人所得税確定申告： 準備はお済みでしょうか？

2019年は残すところ後わずかとなり、新しい個人所得税法が実行されてから初めての年度確定申告が間もなく開始される。新税法実行後、初めての個人所得税総合所得年度確定申告を順調に完了できる様、国家税務総局は2019年12月14日に相次いで「個人所得税総合所得年度確定申告に係る政策問題の公告」（財政部 国家税務総局公告2019年第94号、以下「94号公告」と略称<sup>1</sup>）、「2019年度個人所得税総合所得年度確定申告の実施に係る公告（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」と略称<sup>2</sup>）及び関連政策説明を公表し、一部の事項を明確化すると同時に、いくつかの徴収管理規定について公開意見募集を求めている。各位は2019年12月26日までに公開意見募集稿の内容に対して意見を提示することができる。

上記二つの公告の公布に伴い、2019年度個人所得税総合所得年度確定申告が幕が開かれた。関連する個人または企業は、そのための関連準備作業を急がなければならない。従って我々は、2019年度個人所得税総合所得年度確定申告に係る一連のTax Analysisを相次いで発表する。このTax Analysisでは、今回公開された94号公告及び意見募集稿に基づき、その要点について解説を行う。

#### 1. 個人所得税総合所得年度確定申告とは？

個人所得税総合所得年度確定申告（以下「年度確定申告」と略称）では年度終了後、納税者が一年間に取得した総合所得収入から法定控除を控除した後の所

Authors:

Shanghai

Irene Yu

Partner

Tel: +86 21 6141 1277

Email: [iryu@deloitte.com.cn](mailto:iryu@deloitte.com.cn)

Tiffany Li

Director

Tel: +86 21 6141 1335

Email: [tiffli@deloitte.com.cn](mailto:tiffli@deloitte.com.cn)

Suzhou

Cindy Sheng

Senior Manager

Tel: +86 512 6289 1343

Email: [yjsheng@deloitte.com.cn](mailto:yjsheng@deloitte.com.cn)

<sup>1</sup> 94号公告全文：[www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5141235/content.html](http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5141235/content.html)

<sup>2</sup> 意見募集稿全文：[www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810214/n810606/c5141229/content.html](http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810214/n810606/c5141229/content.html)

得を、総合所得税率表に当てはめて本年度の最終納税額を計算し、予納した税額を控除の上、本年度の還付税金又は追加納税額を計算し、税務機関に対して申告し還付及び追加納税を行う。

2019年度の総合所得年度確定申告につき、下記の公式にて追納/還付税額を計算する。

2019年総合所得年度確定申告の還付税金又は追加納税額 = [ (総合所得収入額 - 60,000 元 - "3 險 1 金"などの専門控除 - 子女教育などの専門付加控除 - その他の法定控除) × 税率 - 速算控除額 ] - 2019年に累計予納した税額

## 2. 全員が 2019 年度総合所得年度確定申告を行うのか?

否。条件に該当する中国税收居住者のみ、2019年度総合所得年度確定申告を行う必要がある。

まず、個人所得税法により、総合所得年度確定申告が必要となる納税者は中国税收居住者でなければならない。従って、中国国内に住所を有しない個人（例：税務実務上、多くの外国籍個人）の場合、2019年において中国国内の滞在日数が累計 183 日に満たないのであれば、中国税收居住者ではなく、2019年度の総合所得年度確定申告は不要となる。

また、中国税收居住者となる個人に対して、一定の条件に該当する場合には、2019年総合所得年度確定申告は不要となる。94号公告と意見募集稿の規定により、2019年総合所得年度確定申告が必要でない納税者と確定申告が必要な納税者に関して、94号公告と意見募集稿で挙げられている。

### 2019年総合所得年度確定申告が必要となる居住者

- ü 2019年度の予納税額が年間納付すべき税額より高いことによる税金還付申請が発生する場合（例：税金予納の際、関連項目が十分に控除されていない）
- ü 2019年度の総合所得収入が 12 万元以上であり、追加納税額が 400 元以上の場合（例：2 箇所又は 2 箇所以上から取得した総合所得を合算した後の適用税率が高くなることにより、予納した税額が年度納付すべき税額よりも低い）。

### 2019年総合所得年度確定申告が不要となる居住者

- ü 追加納税が発生するが、年間の総合所得が 12 万元を超えていない
- ü 追納金額が 400 元を超えていない
- ü 予納済みの税額が年度納付すべき税額と一致している、あるいは税金還付申請をしない

## 3. 2019 年総合所得年度確定申告はどのような所得項目に適用するのか?

まず、所得の帰属期間について、2019年総合所得年度確定申告は納税者が2019年に取得した所得のみに適用され、以前と将来の年度とは関係がない。

また、所得の種類について、2019年総合所得年度確定申告では給与所得、労務報酬所得、原稿所得及びロイヤリティ所得など四つの総合所得が含まれる。

For more information, please contact:

**Global Employer Services**  
**National Leader**  
**Hongkong**

**Jasper, Tony T.J.**

Partner

Tel: +852 2238 7499

Email: [tojasper@deloitte.com.hk](mailto:tojasper@deloitte.com.hk)

**Northern China**

**Beijing**

**Huan Wang**

Partner

Tel: +86 10 8520 7510

Email [huawang@deloitte.com.cn](mailto:huawang@deloitte.com.cn)

**Eastern China**

**Shanghai**

**Irene Yu**

Partner

Tel: +86 21 6141 1277

Email: [iryu@deloitte.com.cn](mailto:iryu@deloitte.com.cn)

**Southern China**

**Shenzhen**

**Fei Fei Li**

Partner

Tel: +86 755 3353 8160

Email: [ffli@deloitte.com.cn](mailto:ffli@deloitte.com.cn)

**Western China**

**Chongqing**

**Frank Tang**

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

Email: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

下記の所得は 2019 年度総合所得確定申告において適用されないため、所得税の還付額及び追加納付額を計算する場合、上記計算式の「総合所得収入額」には計上されない。

- 総合所得に属しない分類所得項目 例：利子、配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得など
- 総合所得に計上しない特定項目 例：年一回性賞与、労働関係の解除、早期退職、内部退職により取得した一回性補償収入、上場会社の株式インセンティブなど。注目点として、当該項目は税目属性上では賃金給与に属するが、特定の課税方法が適用され、一般的な総合所得には組み込まれない。

#### 4. 2019 年度総合所得年度確定申告を行う場合、納税者はどのような控除を享受できるのか?

納税者が 2019 年総合所得年度確定申告を行う場合、以下の控除を享受することができる。

- 納税者・その配偶者及び未成年子女に 2019 年度において発生した、条件を満たす重大疾病医療費の支出
- 納税者に 2019 年度において発生した、条件を満たす公益慈善事業寄付金の支出
- 納税者が 2019 年度において享受していない、あるいは十分に享受していない子女教育費、継続教育費、住宅ローンの利子費用あるいは住宅家賃、老人扶養費用などの専門付加控除、専門控除及び税法により規定された他の控除

居住者個人は、専門付加控除項目に記入した情報に明らかな錯誤があり、税務機関による通知後、居住者個人が情報修正を拒否または実際の状況を説明しない場合には、税務機関は納税者が享受している専門付加控除を中止することができる。居住者個人が規定による関連情報を修正または実際の状況を説明する場合には、税務機関による確認後、居住者個人は引き続き専門付加控除を享受することができる。また、以前控除項目を享受していない場合、規定に従って追加控除を適用することができる。

#### 5. 納税者はいつ 2019 年度総合所得確定申告を行うのか?

納税者は 2020 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、2019 年度総合所得年度確定申告を行う。

ただし、中国国内に住所を有しないが、確定申告が必要となる納税者が、この期限前に中国を出国する場合には、出国前に年度確定申告を行うことができる。

#### 6. 納税者はどこの税務機関に 2019 年度総合所得確定申告を行うのか?

利便性の観点から、2019 年度総合所得確定申告を行う税務機関は、以下の通り定められている。

- 納税者個人が年度確定申告を行う、または受託者が代行する場合、納税者の中国国内雇用会社の管轄税務局に申告する。
- 納税者が 2 箇所又は 2 箇所以上の雇用会社で勤務する場合、いずれか 1 ヶ所の雇用会社の管轄税務局を選択し、申告する。
- 中国国内雇用会社が無い場合、戸籍の所在地または中国国内の経常的な居住地の管轄税務局に申告する。
- 源泉徴収義務者が有る場合、源泉徴収義務者の管轄税務局に申告する。

#### 7. 納税者はどのような方法及び手続を用いて 2019 年の年度確定申告を進めるのか?

納税者は、自己申告方式・取得した賃金給与あるいは連続で取得した労務報酬の源泉徴収義務者による代行申告方式・税務専門サービス業者あるいは他の機関及び個人による税金の委託代納方式、の三つの方法から選択することができる。

申告手続としては、納税者はウェブ税務局（個人所得税アプリあるいは税務局 WEB 端末）を優先して、年度確定申告

を進めることができる。また、郵送方式あるいは税務局の窓口で申告を行うことも可能である。

## 8. 2019 年度確定申告で税金を追納（還付）する必要がある場合、納税者はどの様にすれば良いのか？

納税者が年度確定申告で税金還付を申請する場合、中国国内で設けられた条件に適合する銀行の口座番号を提供しなければならない。2019 年度の総合所得の年間収入が 6 万円を超えない、かつ個人所得税を予納した場合、税務機関はウェブ税務局（個人所得税アプリを含む）にて、利便性の高い税金還付機能を提供する。納税者は 2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの間、簡単な申告表で税金を還付することができる。

納税者が年度確定申告で税金を追納する場合、ネット銀行、POS 機、銀行のカウンターあるいは他の非銀行支払機構を通じて、振り込みで税金を納める。

## 9. 納税者の 2019 年度の確定申告につき、源泉徴収義務者あるいは他の機関及び個人により代行申告を行う場合、双方の責任に関してどのような規定があるのか？

納税者が、取得した賃金給与あるいは連続で取得した労務報酬の源泉徴収義務者に代行申告を依頼する場合、徴収義務者は対応しなければならない。但し納税者は、2019 年度の総合取得の年間収入、控除、税務優遇の享受状況等の情報を適時に徴収義務者に提供する必要があり、その情報の真実性、正確性、完全性を保障しなければならない。

納税者が税務専門サービス業者あるいは他の機関及び個人に委託して代行申告をする場合、受託者は納税者と授權許諾書を締結し、双方の権利、責任及び義務を明確にし、授權書を適切に保存しなければならない。

### Deloitte の見解

94 号公告及び意見募集稿により、2019 年度総合所得の個人所得税の年度確定申告に関する詳細な規定が定められたため、納税者はそれらを参考に、年度確定申告の手続きを進めることができる。特に総合所得の年間収入が 12 万円を超えない、あるいは年度追納金額が 400 円を超えない居住者には、年度確定申告が免除される。この規定には、納税者に免税待遇を与え、減税減負との国の政策精神が確実に表れていると言える。

意見募集期間の終了後も、関連の政策は更に調整される可能性も想定されるため、関連企業や個人は、2019 年度総合所得の個人所得税の年度確定申告規定に関する情報に、引き続き注目することが推奨される。同時に納税者と関連の源泉徴収義務者は、できる限り早期に相応の準備に着手する必要があると考えられる。

### 納税者

新個人所得税法における総合所得年度精算制度は、納税者自身の納税意識と税務知識に対して、ある程度の要求を提示していると言える。納税者は申告された情報の真実性、正確性及び完全性に責任があることに、注意する必要がある。個人所得税改革の推進に伴い、情報化による租税リスク管理、政府機関間の部門を跨る協同管理などの措置の普及により、中国の税務機関の個人所得税に対する徴収能力は顕著に向上している。不正確な情報の申告を通じた税負担の軽減は、税務機関により容易に指摘されることが予想される。同時に、各人の個人納税の申告情報は個人納税信用管理に記録され、重大な違反事実が現れた場合、納税者は税金及び滞納金の納付と行政処罰に加えて、個人信用の降格及び多部門共同懲戒のリスクも想定され、納税者の税法違反コストは増大していると解される。従って納税者は、納税意識をより高める必要があり、自主的に総合所得年度精算の正確性を確保しなければならない。

一方、個人所得税の年度精算はある程度の税務知識の理解が必要であり、その完備のプロセスは税込住民の身分判断、収入類型と控除資格の確認、関連文書の収集と管理、税金計算などの多くの専門性が必要となる可能性がある。特に、以下 2 種類の納税者にとって、年度別精算の複雑さは他の納税者より高い可能性があるため、必要に応じて専門家の協力を求めることが考えられる。

- 所得源泉が多様化している高所得者——このような者の所得源泉は比較的複雑であり、所得の性格の定義と区分等の問題に関わる可能性が高く、所得区分に応じた各所得に異なる税金計算と徴収に関する規則が適用される可能性がある。従って、資料管理及び税金計算の複雑性が上昇する。
- 中国で働く外国籍個人——中国居住者身分は年度ごとに変わる可能性があるため、各年度の中国個人所得税の処理と年度確定申告義務の履行に影響を与え、同時に原居住国に係る事項の処理にも関連する可能性がある。従って、居住者身分の変更とその影響に重点を置く必要がある。

## 源泉徴収義務者

納税者が申告情報に対して最終の責任を負うにもかかわらず、意見募集稿の各関連主体に対する責任要求から鑑みると、徴収義務者(特に従業員に賃金を支払う雇用主企業)の年度精算プロセスにおける役割も依然として留意する必要がある。具体的には、年度確定申告で自主申告を選択する納税者に対して、徴収義務者は規定に基づき正確な給与支払証明と納税完了証明を提供しなければならない。納税者が徴収義務者に年度精算申告代理を依頼した場合、徴収義務者は対応する必要があり、拒否することはできない。

徴収義務者が従業員の年度確定申告をより効率的に履行できる様、税務機関は徴収義務者に申告ソフトウェアを提供しているが、**2019**年は新税法実施の初年度であることを考慮すると、徴収義務者の予納徴収がどのように年度確定申告と連携するかなどの実務事項はまだ明確化される必要があり、実務上、不確定な事項に遭遇する可能性もある。従って、徴収義務者企業は事前に対応策を検討し、個人所得税総合所得の予納徴収と徴収申告データの品質管理を重視しておくことが推奨される。雇用主である企業は管理層と従業員との間のコミュニケーションを強化し、特に従業員とは書面で代行権限を確認しておく必要がある。企業の従業員数が多い、年度確定申告に対応する内部リソースが限られている、税金還付などの複雑な状況については、専門機構の支援を適時に求め、納税者の権益を維持すると同時に、年度確定申告の有効性を高めることが考えられる。

**Tax Analysis** is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

#### Beijing

**Andrew Zhu**  
Partner  
Tel: +86 10 8520 7508  
Fax: +86 10 8518 7326  
Email: [andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)

#### Chengdu

**Frank Tang / Tony Zhang**  
Partner  
Tel: +86 28 6789 8188 / 8008  
Fax: +86 28 6500 5161  
Email: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Chongqing

**Frank Tang / Tony Zhang**  
Partner  
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216  
Fax: +86 23 8859 9188  
Email: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Dalian

**Jihou Xu**  
Partner  
Tel: +86 411 8371 2888  
Fax: +86 411 8360 3297  
Email: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

#### Guangzhou

**Victor Li**  
Partner  
Tel: +86 20 8396 9228  
Fax: +86 20 3888 0121  
Email: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Hangzhou

**Qiang Lu / Fei He**  
Partner  
Tel: +86 571 2811 1901  
Fax: +86 571 2811 1904  
Email: [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)  
[fhe@deloitte.com.cn](mailto:fhe@deloitte.com.cn)

#### Harbin

**Jihou Xu**  
Partner  
Tel: +86 451 8586 0060  
Fax: +86 451 8586 0056  
Email: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

#### Hongkong

**Sarah Chin**  
Partner  
Tel: +852 2852 6440  
Fax: +852 2520 6205  
Email: [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### Jinan

**Beth Jiang**  
Partner  
Tel: +86 531 8518 1058  
Fax: +86 531 8518 1068  
Email: [betjiang@deloitte.com.cn](mailto:betjiang@deloitte.com.cn)

#### Macau

**Raymond**  
Tang Partner  
Tel: +853 2871 2998  
Fax: +853 2871 3033  
Email: [raytang@deloitte.com.hk](mailto:raytang@deloitte.com.hk)

#### Nanjing

**Frank Xu / Rosemary Hu**  
Partner  
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129  
Fax: +86 25 8691 8776  
Email: [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)  
[roshu@deloitte.com.cn](mailto:roshu@deloitte.com.cn)

#### Shanghai

**Maria Liang**  
Partner  
Tel: +86 21 6141 1059  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### Shenyang

**Jihou Xu**  
Partner  
Tel: +86 24 6785 4068  
Fax: +86 24 6785 4067  
Email: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

#### Shenzhen

**Victor Li**  
Partner  
Tel: +86 755 3353 8113  
Fax: +86 755 8246 3222  
Email: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Suzhou

**Kelly Guan**  
Partner  
Tel: +86 512 6289 1297  
Fax: +86 512 6762 3338  
Email: [kguan@deloitte.com.cn](mailto:kguan@deloitte.com.cn)

#### Tianjin

**Bill Bai**  
Partner  
Tel: +86 22 2320 6699  
Fax: +86 22 8312 6099  
Email: [billbai@deloitte.com.cn](mailto:billbai@deloitte.com.cn)

#### Wuhan

**Gary Zhong**  
Partner  
Tel: +86 27 8526 6618  
Fax: +86 27 6885 0745  
Email: [gzhong@deloitte.com.cn](mailto:gzhong@deloitte.com.cn)

#### Xiamen

**Jim Chung**  
Partner  
Tel: +86 592 2107 298  
Fax: +86 592 2107 259  
Email: [jichung@deloitte.com.cn](mailto:jichung@deloitte.com.cn)

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### National Tax Technical Centre

Email: [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### National Leader

##### Northern China

**Julie Zhang**  
Partner  
Tel: +86 10 8520 7511  
Fax: +86 10 8518 1326  
Email: [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

##### Eastern China

**Kevin Zhu**  
Partner  
Tel: +86 21 6141 1262  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

##### Western China

**Tony Zhang**  
Partner  
Tel: +86 28 6789 8008  
Fax: +86 28 6317 3500  
Email: [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

##### Southern China(Mainland/Macau)

**German Cheung**  
Director  
Tel: +86 20 2831 1369  
Fax: +86 20 3888 0121  
Email: [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

##### Southern China(Hongkong)

**Doris Chik**  
Director  
Tel: +852 2852 6608  
Fax: +852 2851 8005  
Email: [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at [wanyluk@deloitte.com.hk](mailto:wanyluk@deloitte.com.hk) or by fax to +852 2541 1911.

#### About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) for more information.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2019. For information, contact Deloitte China.